

地域公共交通への支援を求める意見書

本年7月、本県議会においては、モータリゼーションの進展、過疎化・少子化の進行等の社会情勢の変化、さらには高速道路料金の割引制度等の影響により、交通事業者の経営が厳しさを増している状況を踏まえ、地域の公共交通の維持・再生に向けた国の取り組みを求める意見書を可決し、国において交通事業者の持続的な経営が成り立つ抜本的な支援策の実施や地域の公共交通を維持・再生するための総合的な交通体系の構築に向けて取り組むことを求めたところである。

一方、行政刷新会議による事業仕分けでは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における特例業務勘定の利益剰余金について、国庫返納という結論となり、また、会計検査院が、この利益剰余金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう国土交通大臣に対して意見を表示している。

しかしながら、JR四国の経営状況は、高速道路網の発達や低金利による経営安定基金の運用益の減少等から急激に悪化しており、また、電化の未整備に伴う高速化の遅れなど、他地域に比べ競争力が低く、路線維持も難しい状況となっている。

特例業務勘定の利益剰余金が国鉄改革に由来するものを主な財源としていることからすれば、単に国庫に返納するのではなく、本県において、いまだ達成されていない鉄道の電化や高速化の整備を促進するなど、JR各社の中でもとりわけ厳しい経営環境にあるJR四国の競争力向上・経営安定化に向け有効活用をすべきものとする。

よって、国においては、平成23年度予算編成において、JR四国の経営安定基金の積み増しによる経営自立や鉄道の競争力を高めるための高速化などの経営基盤の強化に向けた助成の実施はもとより、フェリーやバス等をも含む交通事業者の持続的な経営が成り立つような抜本的な支援策に係る予算を確保し、地域の公共交通を維持・再生していくための総合的な交通体系の構築に向けて取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年11月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊